

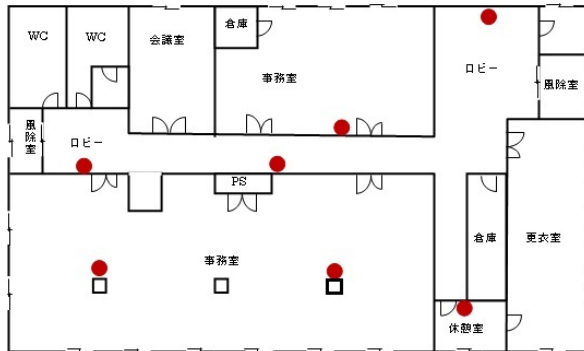
● 1 設置消火器具

防火対象物又はその部分には、施行令別表第 2 において適応する消火器（通常は、粉末 ABC10 型以上）を設置指導すること。

● 2 設置場所

(1) 施行令第 10 条第 2 項第 2 号の「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、歩行距離を満たす範囲で、次の箇所をいう。

- ア 居室の出入り口や廊下
- イ エントランス、ロビー等の共有部分



設置例

(2) 規則第 9 条第 1 項第 2 号の「変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次の場所をいう。

- ア 容器本体、その他の部品が著しく腐食するおそれのない箇所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない箇所 ★
- ウ 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩は、雨水等のかからない場所で、地盤面又は床面から 10cm 以上となる箇所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近に置くこと。

(4) メゾネット式（3 階層までのものに限る。）の共同住宅においては、主たる出入り口のある階の共有部分に各階に必要な消火器具をまとめて設置することができる。

● 3 付加設置

付加設置は、施行令及び条例により消火器具が必要な対象物に設置するものであり、その取扱いはこちらによること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第 6 条第 3 項の規定により、少量危険物（第 1 類の危険物でアルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの、第 2 類の危険物で鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第 3 類の危険物及び第 5 類の危険物を除く。）又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設置する消火器は、A 火災及び B 火災に対応する粉末消火器で、10 型のものとする。☆

(2) 電気設備

規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号に規定する高圧又は特別高圧をいう。以下同じ。）の変電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）

イ 急速充電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）

ウ 燃料電池発電設備（条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）

エ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）

オ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800AH・セル未満のものを除く。）

(3) 火気を使用する場所

規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）

オ 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ケ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

コ 火花を生ずる設備

サ 放電加工機

(4) 付加設置を要する部分には、当該付加設置を要する部分の消火に適応するものとされる消火器具を、規則第 6 条第 3 項から第 5 項までに定めるところにより設置すること。

ただし、規則第 6 条第 3 項又は第 5 項の規定にかかわらず、令第 10 条第 1 項及び規則第 6 条第 1 項の規定に基づき設置される消火器（以下（4）において「付加設置以外の消火器」という。）が、同条第 3 項又は第 5 項の規定により付加設置を要する部分（規則第 6 条第 4 項に係るものを除く。以下（4）において同じ。）に設置すべき消火器具と同一の適応性を有し、かつ、当該付加設置以外の消火器の能力単位の数値と付加設置を要する部分に設置する消火器の能力単位の数値の合計数及び当該付加設置以外の消火器に至るまでの歩行距離が規則第 6 条第 3 項又は第 5 項及び同条第 6 項第 1 号（同条第 1 項に係るものを除く。）又は第 3 号の規定に適合する場合にあつては、令第 32 条の規定を適用し、付加設置を要する部分に消火器を 1 個以上設けることをもって足りるものとすることができる。

(5) 令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の屋上又は防火対象物に付随する屋外において、次に掲げる設備が設置されている場合は、当該設備のある場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるように消火器具を設置すること。

（第 1－7 図参照）

ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉若しくは据付面積 2 m²以上の炉

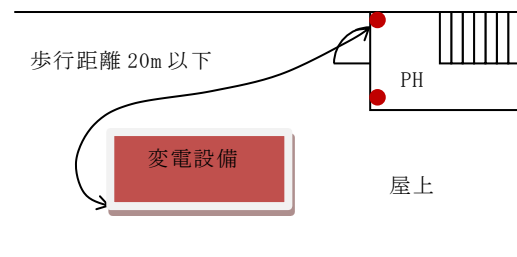
イ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

ウ 高圧又は特別高圧の変電設備（地上用変圧器（パットマウント変圧器）、集合住宅用変圧器及び全出力 50kW 以下のものを除く。）

エ 燃料電池発電設備（条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）

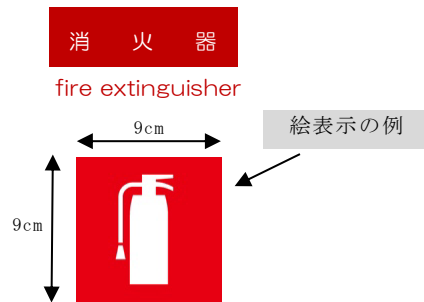
オ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）

カ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800AH・セル未満のものを除く。）



● 4 標識

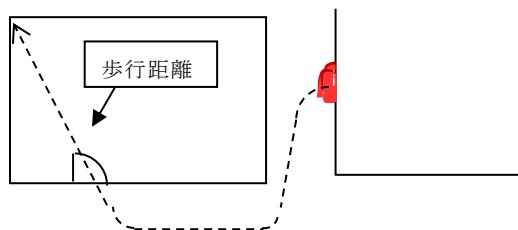
- (1) 標識は、原則、赤地に白文字で 8 cm×24 cm 以上の大きさとすること。 ☆
- (2) ボックス内に収容してあり、本体が視認できない場合は、努めて絵表示を併記すること。



- (3) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。）Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（絵表示）を設けた場合は、令 32 条の規定を適用し、規則第 9 条第 1 項第 4 号の標識を設けないことができる。

● 5 設置単位等

- (1) 能力単位の数値が複数の要素により成り立つものについては、（水バケツにあつては、容量 8 リットル以上のも 3 個、乾燥砂にあつては、スコップを有する 50 リットル以上等）それらを一つの消火用具として同一場所にまとめて設置する必要がある、その中心部分から歩行距離 20m を判定すること。 ★
- (2) 歩行距離は、壁や歩行の障害となる物品を避けて、実際に人が歩く動線により測定すること。 ★



- (3) 能力単位は、規則第 6 条第 3 項の少量危険物又は指定可燃物のうち、B 火災（油火災）に適応する消火器具を設置する場合に限り B 火災に対する能力単位の数値とし、規則第 6 条第 4 項の電気設備を除くこれ以外の場合については A 火災（普通火災）に対する能力単位の数値で算定すること。 ★
- (4) 規則第 9 条第 1 号の「高さが 1.5m 以下」とは、消火器具全体のうち最も高くなる部分が高さ以下であることをいう。 ★
- (5) 規則第 11 条第 2 項の「換気について有効な開口部」とは、開口部が床面から天井までの高さの 1/2 以下の位置にあり、有効に外部へ換気できるものであることをいう。 ★